

開催趣旨

超高齢社会の到来により、高齢者にかかわる社会問題は増加の一途をたどっています。高齢者の貧困問題、認知症ではない高齢者の財産管理、空き家問題、高齢者に対する消費者被害、高齢者の交通事故や自動車運転の問題、相続や遺言、成年後見についてなど、多くの問題が存在します。

高齢者が抱える問題には、その解決に向けて、多数の機関が関わっていることが多く、多職種による連携が必要とされる問題も少なくありません。

高齢者の抱える問題解決に向けて、地域の関係機関との連携を深めたいと考え、一般市民に加え、高齢者の権利擁護に携わる方を対象に、電話相談会を実施し、あわせて、事前予約制による面談相談も併設します。

電話相談会当日は、司法書士が得意とする不動産登記や成年後見制度等のもとより、宮崎地方法務局より人権擁護委員を2名お招きし、高齢者の人権問題や権利擁護、虐待案件等についてもご相談をお受け頂きます。その為、高齢者に関する幅広い問題解決が期待できます。

また、本相談会を機に、法テラスにおいて平成30年1月24日より開始した特定援助対象者法律相談援助について、高齢者を支援する関係機関に対し、制度の周知及び利用促進を図りたいと考えています。